

# 新宿区自治基本条例区民検討会議 開催概要

第24回 平成21年 8月20日開催 午後7時から午後8時55分 人材育成センター研修室B

出席委員 別紙のとおり

学識経験者 牛山氏

検討連絡会議委員 なし

事務局等 寺尾、徳永、武藤、岸川、林、山岸、三浦

傍聴者 0名

配布資料

- ・第24回運営会次第
- ・第24回全体討議の進め方
- ・盛り込むべき事項運営会案 「住民(区民)の権利と責務」その2
- ・第23回区民検討会議開催概要

## 1 運営会からの報告

検討項目2『住民(区民)の権利と責務』に盛り込むべき事項について、(8)条例を守るについてから(11)良好な環境についてまでの運営会案を以下のとおり作成した。【報告】

(8)条例を守るについて

- ・ 運営会で合意した事項

ここでは盛り込まない。

検討項目1『条例の基本的考え方』で、この条例を“区における最高規範”と位置づけてきた。「条例を守る」ことの内容が明確になれば、検討項目2で検討するのではなく、検討項目1『条例の基本的考え方』の「条例の位置づけ」で考える。

(9)伝統文化について

- ・ 運営会で合意した事項

ここでは盛り込まない。

伝統文化をどのように捉えるかという点と新しい思想や試みをどのように考えるかという点を明確にする必要がある。盛り込む場合には、前文または他の項目で内容を検討する。

(10)納税の義務について

- ・ 運営会で合意した事項

盛り込まない。

憲法で納税の義務を謳っている中、これをこの条例に盛り込むことは、公共サービスを受ける権利の対として納税の義務を述べる趣旨なのかという点やこれは単に税だけの話なのかという点を明らかにする必要があり、これを盛り込むことの積極的な理由があるのかを検討する。

(11)良好な環境について

- ・ 運営会で合意した事項

ここでは盛り込まない。

ここで言う“環境”の具体的な内容が明らかになれば、検討項目13『環境』で検討する。

第24回区民検討会議の進め方については、第23回区民検討会議で示した『盛り込む事項運営会案「住民(区民)の権利と責務」』に上記の運営会案を追加して記載し、全体会で検討することとなった。

【報告】

## 2 『(住民)区民の権利と責務』の検討(全体討議)

全体討議の進め方について、以下の手順で行うことが説明された。説明の詳細は別紙のとおり。

- ・ 前回到引き続いて、『住民(区民)の権利と責務』について全体討議を行う。
- ・ 運営会案を基に、(3)行政サービスについて、(4)安全安心な暮らしについて、(6)議会への提案・行政への提案について、(7)地域課題・まちづくりについて、(8)条例を守るについて、(9)伝統文化について、(10)納税の義務について、(11)良好な環境についての順番で全体討議を行う。なお、(5)参加・参画については、次回検討を行う。

運営会案を基に、全体討議を行った。全体討議の詳細は別紙のとおり。

全体討議の結果、以下の事項が合意された。

### (3)行政サービスについて

「区民は、公共サービスを受ける権利を有する」

ただし、「公共サービス」を定義する必要があるため、今後検討を行う。また、「区民は、公共サービスを担う役割を有する」を置くかどうかについては、検討項目5『住民参加の仕組み』を検討した後に、再度検討を行う。

### (4)安全安心な暮らしについて

「区民は、安全で安心して暮らす権利を有する」

安全安心に関しての住民(区民)の義務ないし努力規定を置くかどうかについては、検討項目5『住民参加の仕組み』を検討した後に、再度検討を行う。

なお、全体討議の進め方のうち、(6)議会への提案・行政への提案についてから(11)良好な環境についてまでは、検討未了である。

## 3 牛山教授コメント

全体討議について、牛山教授よりコメントがあった。

コメントの詳細は別紙のとおり。

以上

第24回 委員出席簿 凡例： 出席、× 欠席

番号	氏名	フリガナ	24回 会議
1	高野 健	タカノ ケン	
2	津吹 一晴	ツブキ カズハル	×
3	黒川 孔晴	クロカワ ヨシハル	×
4	野尻 信江	ノジリ ノブエ	×
5	富井 敏弘	トミイ トシヒロ	
6	古澤 謙次	フルサワ ケンジ	
7	和田 博文	ワダ ヒロブミ	
8	平岡 徹	ヒラオカ トオル	
9	安田 明雄	ヤスダ アキオ	
10	城 克	ジョウ マサル	×
11	斉藤 博	サイトウ ヒロシ	×
12	森山 富夫	モリヤマ トミオ	
13	吉川 信一	ヨシカワ シンイチ	
14	樋口 蓉子	ヒグチ ヨウコ	
15	来栖 幹雄	クルス ミキオ	
16	山下 馨	ヤマシタ カオル	×
17	徳永 久子	トクナガ ヒサコ	
18	小林 辰男	コバヤシ タツオ	
19	竹内 妙子	タケウチ タエコ	
20	水谷 元啓	ミズタニ ユキヒロ	
21	喜治 賢次	キジ ケンジ	
22	犬竹 紀弘	イヌタケ トシヒロ	
23	河村 寛二	カワムラ カンジ	×
24	大友 敏郎	オオトモ トシロウ	
25	田中 尚典	タナカ ナオノリ	
26	渡辺 翠	ワタナベ ミドリ	×
27	井上 愛美	イノウエ アイミ	×
28	植木 康雄	ウエキ ヤスオ	×
29	今井 茂子	イマイ シゲコ	
30	中村 国敬	ナカムラ クニヒロ	×
31	土屋 慶子	ツチヤ ケイコ	×
32	三木 由希子	ミキ ユキコ	
参加者			20

## 全体討議の説明

**ファシリテーター** 資料2をご覧ください。前回に引き続いて、検討項目2「住民（区民）の権利と責務」について検討を行います。本日の目標は、本日配布しました資料3をたたき台として全体討議を行い、区民検討会議案を作成することです。なお、本日配布しました資料3『盛り込むべき事項運営会案「住民（区民）の権利と責務」その2』は、前回配布しました資料7に前回区民検討会議終了後の運営会（第24回）で新たにまとめた運営会案を追記したものです。

前回の全体討議の進め方から抜粋ですが、7月26日に臨時運営会では、資料5『盛り込みたい事項【各班記入シート】』をもとにして作成した資料6『2 住民（区民）の権利と責務 盛り込みたい事項とその内容一覧（まとめ）』をベースに、住民（区民）の権利、責務、役割などについて、資料3『盛り込むべき事項運営会案「住民（区民）の権利と責務」』を作成しました。

本日の進行方法ですが、前回配布資料5、前回配布資料6、本日配付資料3、各回共通資料を使用します。各回共通資料『条例に盛り込むべき事項と留意点 1. 条例の基本的考え方』に沿って、進めて行きたいと思います。全体討議の進め方ですが、本日配布資料3の項番(3)～(11)の順番で議論を進めます。本日は、1つの項目ずつ、質問等行いたいと思います。

項番(1)検討にあたっての考え方のベースは、前回検討しました。項番(2)情報の共有については、前回検討しましたが、結論には至りませんでした。

本日は項番(3)行政サービスについてから進めて行きます。行政サービスについては、前回配付資料6では、行政サービスと公共サービスという言葉が出てきています。似たような言葉ですが、仕分けについて運営会でも話題になりました。この仕分けについて、牛山教授に講義を頂いてから、みなさんと議論を行いたいと思います。

## 全体討議

**牛山教授** 公共サービスは新しい言葉です。かつては地域の課題解決は、行政ではなく、地域みんなで話し合うことによって解決してきました。近代化するにつれて、みんなで税金を払って、行政がそれを担い、必要なサービスを担ってもらおうということになりました。しかし、実際、ニーズが多様化し、行政も財源が縮小していく中、今までのように、全てを行政が担う、つまり行政がサービスを提供するという状況から、民間、NPO、市民活動等も公共に関する様々なサービスを提供し始めました。では、「サービス」とは何でしょう。サービスと言うと違和感があるかもしれませんが、役務ですね。それを提供する主体が多様化してきていると言えます。行政だけではなく、行政プラス民間、NPO、市民活動、あるいは、相互の互助で地域の課題を解決していくサービスということで、広がりを持って語られるようになりました。当然それに対する反論としては、国家、政府、自治体、行政が責任を放棄しているのではないかという意見もあるでしょう。「公共サービス基本法」ができ、公共サービスとは何なのかが議論されました。公共サービスは行政だけが担うのではなく、供給主体が多様化して公的な役務、公共のように供するような役務を、公共サービスとして、いろんな主体が担うということで、一般的にも理解されています。簡単に言うと、行政サービスに対して、公共サービスはより広い概念であると理解してよいのではないのでしょうか。

**ファシリテーター** ありがとうございました。では、行政サービスと公共サービスの違いを知った上で、資料3(3)「行政サービス」について議論をしていきたいと思います。運営会案2では、『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』で合意をしました。権利だけではなく、提供するという役割もあるのではないかという意見もありましたが、それについては全体会に諮る事項なので、まずは、この運営会案2について、ご意見を頂きたいです。このままでよろしいでしょうか。

**委員** ただ今の講義で、大体わかった。私は、行政サービスは区民が平等に受ける権利だと思う。しかし、今の講義を聞いて、公共サービスは、民間、NPO等行政ができないものを補完するという主旨であった。そうならば、民間やNPOに区民が権利を持つことはできるのか。法律的に効果がないように思える。ここで、公共サービスをあげる理由がわからない。

**牛山教授** 行政がやるのでない民間やNPOが担う公共サービスを受ける権利が住民にあるのかないのかというご質問ですね。担い手の多様化の進行を踏まえると、公共に供するような福祉やまちづくりなど様々な公共サービスは、担い手が誰であれ、区民は受ける権利を有すると考えられます。しかし、行政サービスといえども皆が平等に受けられるものではないですよ。それぞれ、法律の定めているところにも規定されます。一般的な権利として、公共に供するような役務がいろんな形で存在し、それを受けることができると一般的に宣言することは、可能ではないかと私は思います。

**委員** 公共サービスとして、私が理解していたことは、電気やガスや電話といった公に供するサービスだと理解していた。だから、行政サービスと公共サービスは異質だと考えていた。

**牛山教授** 電気やガスなども公共サービスではないかという議論はあります。しかし、世の中が発

展していく上で、公共サービスと言いながらも、行政が最低限供給しなければならないものでも、代金を払わなければ、止められてしまうということもあり、必ず供給が保証されるというものではありません。それを、ここで公共サービスと言えるか言えないかということはあるでしょう。公共サービスを条例の中でしっかりと定義しなければならないでしょう。

**委員** 運営会で議論したことは、行政サービスは誰でも受けられるということと、公共サービスは行政だけではなく、民間なども入ってくるこれからもっと幅広くなっていくだろうということであった。また、公共サービスはそこに、お互い参画していくのかというイメージを持っていた。個人的な見解では、行政サービスは公共性が高く、また対象側の条件が揃えば拒否できないものである。しかし、民間は自由である。こういった考えもここにはあるのではないか。

**委員** 確かに、始めは、行政が出しているサービスだからということで、行政サービスと言っていた。公共サービスは、行政サービス以外で行政がやりたいこと、しなければやらなくてはならないことができなくなってくるだろうということから、行政のサービスを含めて、公共サービスとして定義づけようと運営会では話し合った。そうしたことから、言葉が見づらくなったのかもしれない。

**委員** 牛山教授の講義の中で、民間、NPO という言葉を使ったが、民間などは純然たる営利企業も入るのであり、それに対して、区民が権利を行使するということを文言としていれるのか。

**委員** 意見としてわからなかったことは、“公共サービスに対して権利を行使する”はどういうことなのか。

**委員** 運営会案2『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』と書いてある。これができるのか疑問に思った。

**委員** 単に民間のサービスは、公共サービスとは言わない。それは民間事業である。この場合の公共サービスというのは、民間企業や NPO においても、行政の施策に位置づけられたものに関して、担い手が広がったのが公共サービスであると私は考えている。それは、かつて「新しい公共」などと言われている時期もあった。よって、民間や NPO が独自で行う事業に対して、区民が権利を有するということはないと思う。

**委員** 電気やガスなどは公益事業と言われているものである。“区民は”という言葉が入っているので、民間が入る場合でも、区が委託するなどの形でコミットするというプロセスがあるのではないかと理解している。

**委員** 確認させて下さい。民間は内容が合わなければ契約の拒否ができるであろう。ここで「公共サービス」とするのであれば、供給者が誰なのかなど整理が必要であると思う。

**委員** 公共サービスを残すのならば、定義づけをする必要がある。

**ファシリテーター** では、運営会案2『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』については、「公共サービス」についての定義をつけるということによろしいでしょうか。今までの議論で出てきていた概念を「公共サービス」として理解して、『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』ということによろしいでしょうか。

**委員** ここは、始めは行政サービスを受ける権利があるとして、討議していた。最終的に、見えにく

いということで、公共サービスと丸めた形である。行政サービスをやめて、公共サービスにしたので、見えなくなったのではないかと思う。

**事務局** 前回の資料6を見て下さい。その中で、「行政サービス」について、4つの班が掲げています。行政サービスを受ける権利として書いている班もあり、また、公共サービスを受ける権利と書いている班もあります。運営会では、「行政サービス」より、少し幅の広い「公共サービス」としてまとめることになりました。行政サービスと公共サービスのそれぞれ両方の意見があり、どちらがよいのか議論をして、最終的に運営会では公共サービスとなりました。

**委員** 公共サービスの定義をすれば、行政サービスもそこに含まれるので良いと思う。公共サービスの定義をした上ならば、運営会案2で良いと思う。

**ファシリテーター** ご異論はなければこれで良いでしょうか。

運営会案2『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』は合意しました。そして、「公共サービス」については、定義をすることになりました。定義の内容は、別途ということになりました。

では、次に運営会合意事項に移ります。『「等しく」、「差別を受けない」の文言は入れないこととした』についてです。資料6を見て下さい。「行政サービス」の「権利」「区民」の4班では、「等しく公共サービスを受け、差別を受けない権利」とありますが、運営会では、“等しく”や“差別を受けない”という文言を入れると、違う文章になり、意図が伝わらないのではないかということになり、これらの文言は入れないことになりました。よろしいでしょうか。

では、こちらは合意とさせていただきます。

次に、全体会に諮る事項1『区民は公共サービスを担う役割を有する』を入れるか入れないかという議論から始まりました。それに対して、但し書きで、“担わなくても不利益は被らない”と入れれば意図は伝わるのか、また、公共サービスを受ける権利だけで良いのか、提供するという責務は区民に本当はないのか、一方通行で受けるだけでよいのか、という議論がありました。公共サービスの担い手として、区民も入るのではないか、区民にも公共サービスを担って欲しいという意見もありました。しかし、それを区民に役割、責務として言って良いのかという意見もありました。このような運営会での議論から、全体会で議論をして欲しいということになりました。

こちらのご意見はありますでしょうか。

**委員** 権利の反対の言葉はあると思う。それに値するものを入れるべきだと思うので、これで良いと思う。なぜなら、行政に対して、権利だけ主張して自分たちは何もしないという訳にはいけないので、できる範囲で協力するのは、当たり前だと思う。しかし、文言については、“担う”で良いのか疑問に思う。

**委員** 私は外した方が良いと思う。公共サービスの定義に関係していることと、(5)「参加・参画について」の『区民は、区政に参加／参画する権利を有する』に私は住民にすべきだと思い、反対している。“役割を有する”ということは、義務であり、付けない方が良い。行政は、区民が義務をしていないのだから、権利もないと言うことがあるかもしれない。それはおかしい。権

利があるから、義務をやらなくてはいけないということが、正しいかは疑問に思う。

先程の公共サービスについての意見がある。日本は公益事業に満たされているから、このような議論が出てくる。多くの国では、基本的な公益事業を民間で行っている国が多い。受ける権利がありながら、サービスを受けられない住民は多く、また政府がパブリックユーティリティをしていない国もある。私は、一般的な公共サービスで良いのではという考えなので、『区民は公共サービスを担う役割を有する』は要らないと思う。

**ファシリテーター** 今のご意見は、義務を果たしてないから、権利がないということではないということが一番懸念であるので、盛り込まないということですね。

**委員** 私も“担う役割を有する”という部分に反対である。行政サービスは行政が既に行っているサービスであると小さく捉えられてしまった時に、「いや、ここまで行政はやるべきであり、公共サービスだ」という部分を入れるという議論があった。私たちが、受ける権利であるとして、行政に主張したときに、そこは行政の仕事からはみ出ているので、区民がやる、という風に捉えられる部分は入れない方が良いと思う。私の意見は、性悪説であり、役所の人達が一生懸命仕事をしていることは理解しているが、何が起こるかわからないので、最悪のケースを考えた上で、自分たちの権利を主張しておき、自分たちに義務を課すようなことは入れない方が良いと思う。

**委員** 義務、責務的なものとして捉えられるのならば、入れない方が良い。NPO 側の感覚として言うことは、自分たちが住んでいるからこそ、必要なサービスがわかる。そういう中で、自発的に事業を起こし、行政との協働をしながら、サービスを作ってきていると思う。やらねばならぬという義務的なものよりも、サービスを自分たちが作ることによって、暮らしやすい地域になるのではないかと思いつていることである。“担う役割を有する”に義務的な要素がつくのであれば入れない方が良いと思う。

**委員** 1班では、権利に対して、強い順で義務と責務と役割があると我々は理解して、一番弱い表現の役割とした。強い表現にしてしまうと、協働やNPOはありえなくなってしまうので、弱い表現の役割になった。私は、性善説に立っているなので、そうしていかないと、これからはうまくいかなくなるのではないかと。小さな政府になった時に、やらなくてはやっていけないという意味合いで役割と明言して、自分たちの生き様もきちんと縛っておいた方が良いのかなと思う。文言は変える必要はあるだろうが、残してもらいたい。

**委員** 区政に参加、参画する権利という意味で公共サービスを担うものであると考える部分がある。やらされるのではなく、自分たちの地域を作っていくために、区民は公共サービスに参加していく、というようなことを前の委員もおっしゃっていると思う。こういったことがわかる文言はないだろうか。

**ファシリテーター** 今のお二人の意見は、公共サービスを自ら行っていく権利はある、ということでしょうか。

**牛山教授** “分任する”を使っているところが多いです。

**高野委員** 政府はこれから小さくなってくだろうし、中央政府から基礎的自治体に権限が下りてき



て、基礎的な自治体は準備ができていないから、これからは住民や区民がそれを担っていかねばいけないうことは、みなさん理解されていることを確認したい。意識としてはあるが、自分たちにあまり負担にならない文言であるならば、これは残しても良いということは、合意しているのだろうか。

**委員** 皆さん言っていることは同じ。主権在民ということが根っこにある。主権者としてやるべきことは何なのかはわかっていて、表現するときはどうするのかということだけである。自治体の憲法としてこれを作るとするならば、まずは権利を明記する。それを受けて、区側が責務として受け取る。それで対応する。権利に対して責務というのは当然であるのだから、書く必要はない。書かなくても主権者が意識していることなのだから、自己決定、自己責任で良いのではないか。敢えて、これは入れない。

**牛山教授** 今の委員のご意見はもっともではありますが、前回からみなさんの意見を聞いてみると、条例のあり方について、大きな意見の違いがあるように思います。これは、条例を、行政に枠をはめるものであるという発想と、自治体は私たちが作るのだという内容にするのだという姿勢の大きな違いがあります。ここではあいまいにしても、また結局この論点が出てきますので、ここは決めてしまっても良いのかなと思います。今日話し合うかは別として、今後議論が必要ではないでしょうか。

**高野委員** 「協働」の中で、定義付けをする時に、「公共サービス」も定義付けすることから、そこでもう一回見直すのはどうでしょうか。定義の仕方によっては、この部分は当たり前なのか、それとも入れておかないと見えないのかがわかってくるのではないかと。提案です。

**委員** ずっと引っかかっていることで、住民と区民の違いがある。住民が区民に「公共サービスを担う役割がある」という縛りをかけるとするならば、そこに意味があるのではないかと。区民という概念が広いので、新宿区内の公共サービスを担う役割があるということ、区民にわからせるために書くことは意味がある。ただ、区民と住民は後回しになったので、言うタイミングがなかったのが今言った。

**ファシリテーター** お話を聞いてきて、スタンスが違うなということは感じていました。検討項目『5 住民参加の仕組み』がこの後にあります。ここで、このことは避けては通れないものになると思います。そこで、一度みなさんで話し合わなければならないであろうと聞いていたので、それを了解していただけるのなら、『5 住民参加の仕組み』で、スタンスが決まれば、『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』も決めることができるのではないのでしょうか。それまで、保留はいかがでしょうか。

**委員** 次の協働で再検討すれば良いと思う。

**ファシリテーター** では、検討項目『5 住民参加の仕組み』で固まってから、ここを検討するというところでよろしいでしょうか。では、覚え書きと言うことで、また検討することにします。

では、次に進みます。1枚めくって、運営会合意事項『「コミュニティに参加する役割がある」については、「地域課題・まちづくり」で議論することとした』は、資料6の「行政サービス 役割 区民のところ、1班から「公共サービスを担うことと、コミュニティの形成に参加する役

割がある」と2つのことが出ていました。ここでは、公共サービスについて検討し、「コミュニティに参加する役割がある」については、「地域課題・まちづくり」で議論するということです。

続いて、(4)「安全安心な暮らしについて」に移ります。運営会では安全とは何だろう、安心とは何だろうと言うことが議論になりました。安全は、治安や防災などといったことで、安心は気持ちではないか、では、気持ちを条例に書くのはどうだろうか、ならば安心とは何であろうかと意見が出て、結果的に、安心して暮らすためにこのような制度があるという話になりました。運営会案3として『区民は、安全で安心な暮らしをする権利を有する』となりました。これについて、ご意見はありますか。

**委員** 安心は高齢化社会から、見守る必要もあるので必要だと思う。

**委員** 自分たちが相手側に要求することだけで良いのか、これで本当に安全安心が担保されるのかと思う。一区民として、協力しなければならない。この文言の後に、協力する、協働するといった文言が必要ではないかと思う。これだけでは足りない。

**ファシリテーター** その後に区民も協力することといったニュアンスが必要ではないか、という投げかけがありました。

**委員** この後の運営会案5で『区民は、ともに暮らし、お互いを尊重して良好な地域社会の創出に努める』に含まれるのではないか。

**ファシリテーター** 今のご意見は、良好な地域社会の創出に努めるに含まれるから、言葉を足す必要はないということですね。

**委員** 私の地域では、億ションを買いに来る。その場合、言葉だけではなく、本当に安全で安心なまちなのかを本当に調べてくる。この文言は必要であるし、この文言はこれから新宿区に住む人達に対しての協力、要望に応えることになる。引っ越そうとしている人たちは地理的なことや、幼児に対する安全など生活することに対する安全について求め、調査している。文面は良いと思う。

**ファシリテーター** 新宿区にこれから住む人他へのアピールになるということですね。

**委員** 実際、区に安全だと言われたのに、引っ越してきたら安全でなかったと言われたこともあった。

**ファシリテーター** その後に文言は必要ですか。

**委員** 必要だと思う。

**委員** 私は必要ではないと思う。安全安心は新宿区に最も必要なことだと思う。なぜ反対なのかというと、協力や協働では弱すぎる。共同体のルールはお互いの安全を提供し合うことによって、成立する社会的合意だとされる。安全安心に関しては、義務と権利が平等にあることによって、安心が保たれる。お互いに守らなければならないという意味を私は貫きたい。

**委員** もう少しインパクトを強くすることなのか、それとも全く無しにするのか。

**委員** 権利を有するだけで良いと思う。余分な言葉を入れると弱まるという意味である。

**委員** 先程の公共サービスにも関わるが、この条例では、主体が住民自治であるということが前提でこの条例の理念になっている。そして、権利保障の主体は、区だけではなく、住民だったり、

区であったりする。そこは、分けた方が良いのではないかと思う。地域の安全安心を守るためには、行政のリソースだけでは不十分であり、地域の中でやっていけないとできないだろう。権利保障するといった場合に、細かく書くと混乱するのではないか。

それとは別に一つ質問があるが、“暮らし”となっているのは、意味があるのか。この文は、日本語のつながりとして、若干違和感がある。

**ファシリテーター** 区民は安全で安心して暮らす権利を有するが正しい日本語になりますが、こちらに直してよろしいでしょうか。では、『区民は安全で安心して暮らす権利を有する』とします。

次に、後半に付け足すことについてですが、今のご意見は、ここでは自治ということなので、区民の権利を定め、権利保障の主体としては、行政だけではなく区民も主体として取り組むというスタンスを取り、それを誰が実行していくかということは、また違う話になるということでした。

**委員** 私も必要がないと思う。

**委員** 「～しなければならない」など必ず権利や義務が出てくる。その都度、それをに入れていくのかどうか。権利と責務とを絶えず考えていかないといけないのかという確認だが。

**委員** 安全安心なまちづくりという定番の慣用句があるが、(7)「地域課題・まちづくり」のところで、責務を言っただけという意見ではないのか。安全安心は行政に求めるだけではなくて、自分たちも提供していかないと安全安心は作れないということは、私たちが協働や参画をしていかなければならないという位置づけにするのならば、そっちに持って行っても良いのではないか。よって、後ろに何も付けずに、まちづくりに入れていく。

**ファシリテーター** まちづくりについての義務的なことは、運営会案5に入れていけばよいのでは、ということですね。

**委員** 権利が具体的に何を保障するのかという時に、中身が何であるのかを明らかにすることは重要であると思う。条文として残すべき内容は、条文として残す整理が必要である。1つ1つの権利の中身を議論し、役割やどうやって保障されるものなのかを議論した上で、必要なものを権利以外の条文に落としていく方がわかりやすいのではないか。

**委員** 権利に義務が必ず付くという考えは危険ではないか。区民住民にはいろいろな方がいて、身動きが取れない人に対しても義務を課するのは不可能だと思う。

**委員** 義務的なことを、(7)「地域課題・まちづくり」に入れるということだが、ここでは、地域課題・まちづくりについてだけである。(4)安全安心な暮らしはもっと広い意味である。

**高野委員** 資料6の 盛り込みたい内容を整理した項目であって、定義付けではない。

**ファシリテーター** (4)「安全安心な暮らし」は、『区民は、安全で安心な暮らしをする権利を有する』の後には、何も付けない方向でよろしいでしょうか。権利を保障する主体は誰かと言うことは、また考えていこうかというご意見もあります。

**委員** 実務をしてきた立場から、私は反対である。付けないと安全安心は担保できない。

**ファシリテーター** みなさんのお話を聞いていて、まず、権利はある。そして、その権利を担保する、保障していくのは、行政や議会の施策であったり、市民が主体となったり、実行するのは別

であるとしているように思います。私は、『区民は、安全で安心な暮らしをする権利を有する』で止めて良いだろうと思います。言葉にまだなっていないが、「協働」などに繋がっていくのではないのでしょうか。

**委員** 私は、この文章の善し悪しに関わらず、権利と義務を有すると言いたい。権利もあるが義務もあると言いたい。何らかの言葉をつけるのならば、義務を付けたい。なぜ、そう思うのかというと、中央公園に不法に住んでいる人達がいて、それを援助するNPOなどが、その美事を傘に、そこに住む住民の安全や安心を無視して乱しているという話を聞く。安全は暮らしをする義務や権利を奪われている。今の法律は、必ずしもそれを守ることになっていない。お互いに義務と権利が対等にあることを言いたいのであって、弱めるような言葉は避けたい。

**ファシリテーター** この検討項目『2. 住民(区民)の権利と責務』が一通り終わるまでに、もう一度、何かを付け足すのかどうかみなさんに考えてきて頂くと言うことでよろしいですか。

**委員** 資料6を見て、全ての班を総括して、運営会で議論したのであり、付け足すという意見はなかったもので、運営会案3のようになった。

**委員** ある委員はこの「安全安心」について、自分の経験から強いこだわりを持っていた。言葉として残ってないだけであって、委員は強い思いがずっとあることは、私は知っている。そういった気持ちから、運営会案5に何か足してはどうかと提案している。資料6の段階では、たまたま残っていないのであって、ずっと聞いていた。入れるかどうかは結論を出さないといけないので、権利と義務を有するのか、権利を有するだけなのか、この2点だけでも結論を出してはどうか。

**牛山教授** “権利と義務を有する”という条文はないでしょうね。つまり、一つの条文で、権利と義務の両方を言うなら2項つくことになる。1項で権利を有する。2項で区民は安全な暮らしを保持する義務を要するなどという風に分ける。1つの条文に2つの要素を入れることは、条文上問題であるということだけ言います。今の場合であるならば、2項に分けるのが適当ではないのでしょうか。

**委員** 私は残すという意見は変わらないが、義務と権利が対等になるのは、きつすぎるのではないかと。そういう意味で、協力的なことを言った。区民と行政が対等というのは、難しいのではないかと。

**牛山教授** 日本国憲法でも基本的人権を持っていると言っている一方で、保持する努力、不断に努力しなければいけないと書いていますので、違和感はないと思います。

**高野委員** 今このままだと、ずっと話している方が勝ちになってしまうこともある。そうではなくて、もう一回、やり直すのかそれともとことんやるのか、それだけ決めたい。

**委員** 安心安全に暮らす義務があるという言葉に私は抵抗がある。いつ自分が、安全安心を意図せずに隣人をおびやかす立場になるということはある。努力する、努めるということなのだろうから、権利の裏返しとしての義務とは限らない。どちらかと言えば、責任とかではないか。一般論としてそう思う。

**ファシリテーター** ここで今日決めてしまうか一通り終わったときにもう一度考えるかどちらにします

か。

**委員** 安全で安心な暮らしを守るというのは、それぞれの所管として警察や行政のその一翼を担うだろう。我々がそのレベルまでやる必要はないと思う。しかし、やるべき事は何かを考えていけば良いのであり、この部分と位置づけで、役割と同列にする必要はないので、一本で良いのではないか。

**ファシリテーター** 牛山教授からも話がありましたが、2項にする方法するという提案もありました。

**高野委員** 安全安心は自分で自分を守らないと始まらない。お互いが協力して担保していくということもある。ここは、要求だけではなく、自分たちがどうするのかということは、先程からずっと同じなので、これをどうまとめるのかについて話し合いたい。

**ファシリテーター** 公共サービスと同じ理論展開でいくとするならば、安全で安心な暮らしに対する努力規定も『5 住民参加のしくみ』でもう一度検討しようかということになりますが、いかがでしょうか。

**高野委員** そうするしかないでしょう。もう一つ、項立てしてはという話があったが、そこに権利や役割が入ると言うことにはみなさん納得していない。だから、そうするしかないと思う。

**牛山教授** 程の公共サービスと同じで「こういう権利がありますよ」ということに対して、区民もそれを保証するために一緒にやらないといけませんよということと言えるかどうかですよね。それに対して、1つの意見は、安全安心というならば、どうやって具体的にどうするのかがないと権利が保障されないのだから自治体が努力するとかを書くべきだということですよ。先程の公共サービスも、公共サービスを受ける権利はあるが、十分に供給されていない状況では、保障されないから区民も一緒にやるということを書くか書かないかという話であり、同じことです。やはり、ここで姿勢の違いを議論しておかないと、この先問題で条文ごとに先送りになってしまいます。一度やはり議論してみなさんで合意した方が良いのではないのでしょうか

**ファシリテーター** では、お諮りします。『区民は、安全で安心な暮らしをする権利を有する』の後、義務なのか努力規定なのかはまだ決まらないが、検討項目『5 住民参加のしくみ』が終わった後に検討するというところでよろしいでしょうか。

はい、では合意を頂きました。

では、最後に今日の合意事項を確認します。

(3) 行政サービスについての運営会案2は、『区民は、公共サービスを受ける権利を有する』は合意であるが、公共サービスの定義については、もう一度考えます。全体会に諮る事項1『区民は公共サービスを担う役割を有する』は、資料6の『住民参加のしくみ』今後検討しスタンスが固まってから、考える。

(4) 安全安心な暮らしについての運営会案3は、『区民は安全で安心に暮らす権利を有する』で合意であるが、それに対する義務や努力規定なのかは決まってない。資料6『5 住民参加のしくみ』でスタンスが決まった後に考えるということになりました。

では、全体討議を終わりにします。牛山教授、コメントをお願いします。

## 牛山先生コメント

**牛山教授** 先程の議論の繰り返しになりますが、どういう書きぶりにするのかということ以上に、この条例がどういう主旨の条例なのかという部分で、かなりいろんな議論があるようです。憲法とは権力を縛るものであり、それをきちんと書くのは自治基本条例について「自治体の憲法」という部分を主張した意見が一つ。また、一方で、自治体作りに主眼を置いて、住民公共を担って、自分たちが政府を作っていくのが当然であるという意見があしします。もちろん、この両方も含む場合もあるでしょう。この2つの意見の距離感はかなりあるので、もう少し歩み寄る必要があります。全体として、1つ1つの条文でこの2つの意見に分かれることになるでしょうし、自治体、地方分権こともありますし、自治体行政、自治体政府をどのように考えるのか、まちづくりをどのような視点で考えるのか、議論は必要だと思います。どうすすめていくのかは、運営会で議論して頂いて、みなさんにお諮りすることになるでしょう。